

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 5月 26日

福島県知事
内堀 政雄 殿

提出者

住 所 福島県二本松市小高内110番地

氏 名 富士シャフト株式会社

代表取締役社長 橋本 健

電話番号 0243-23-2315



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	富士シャフト株式会社
事業場の所在地	福島県二本松市小高内110番地
計画期間	令和7年4月～令和8年3月

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	鋼管引抜業
② 事業の規模	資本金2,000万円 製造品出荷額等 83,315万円
③ 従業員数	31人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙2のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	燃えやすい廃油
	排 出 量	148 t	2 t
	（これまでに実施した取組） 作業工程の見直し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	燃えやすい廃油
	排 出 量	148 t	2 t
	（今後実施する予定の取組） 生産量に比例して産廃の排出量も連動、前年度同程度の生産量の見込みの為、排出量もそれに伴った排出量と予測している。引き続き作業工程等の見直しにより削減に努めたい。(廃酸) 今年度の排出は2回、現状、排出回数を減らす事は難しいが、排出回数を増加させないように努める。(燃えやすい廃油)		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 — 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 — 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
	—		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なう特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

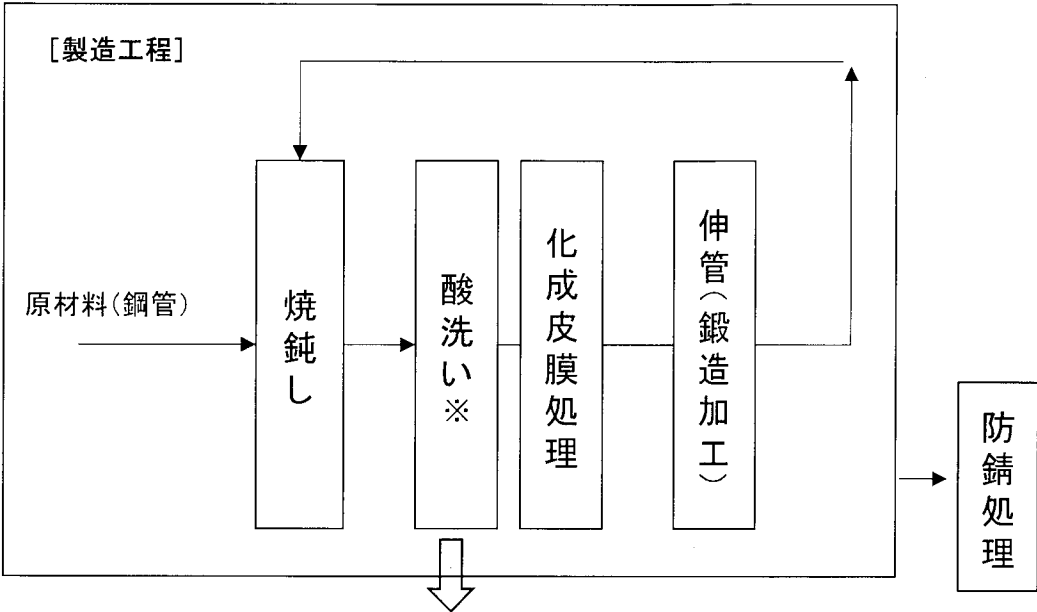
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	燃えやすい廃油
	全処理委託量	148 t	2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	148 t	2 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	—		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	燃えやすい廃油
	全 処 理 委 託 量	148 t	2 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	148 t	2 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	150 t	
	(今後実施する予定の取組)		
2020/1/17より使用開始			
※事務処理欄			

備考

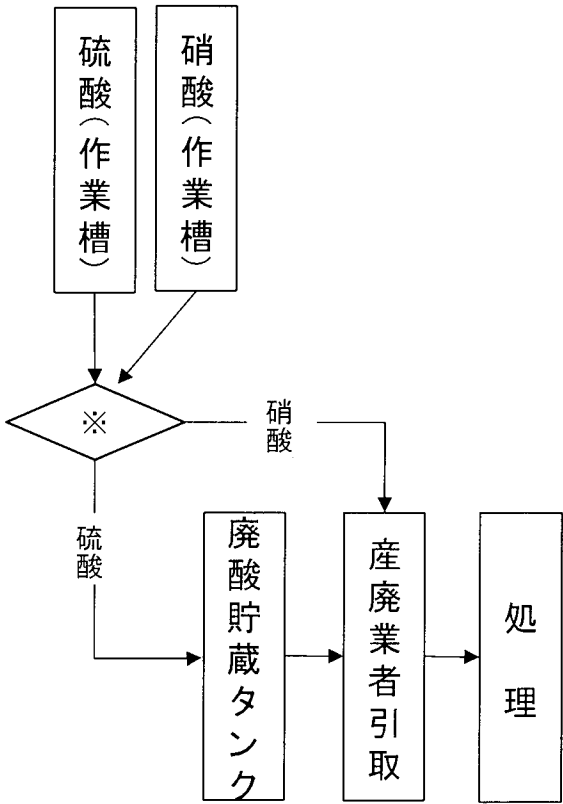
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ③欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1 廃棄物処理工程(特別管理産業廃棄物)



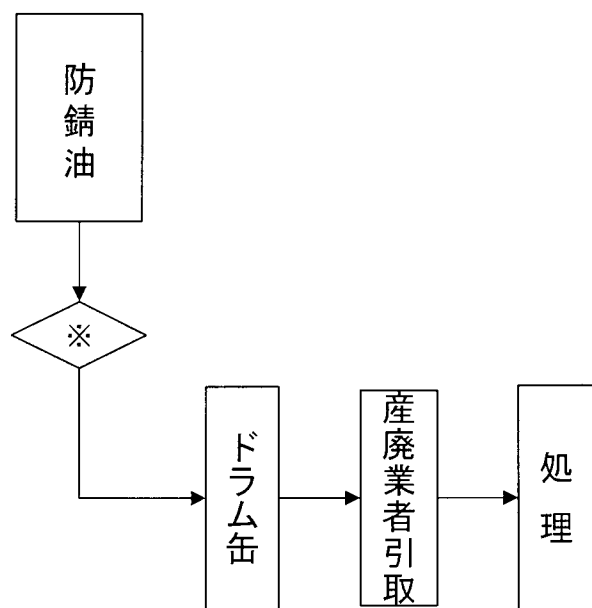
※鋼管表面に付着した酸化被膜を
鋼管の束ごと硫酸液又は硝酸液に浸漬し
洗いあげる。

[廃棄物(廃酸)処理フロー]



※鉄分濃度等のチェックにより規程値以上になったところで更新
古い硫酸は廃酸貯蔵タンクへ移し、タンクより産廃業者が回収。
古い硝酸は作業槽より直接産廃業者が回収

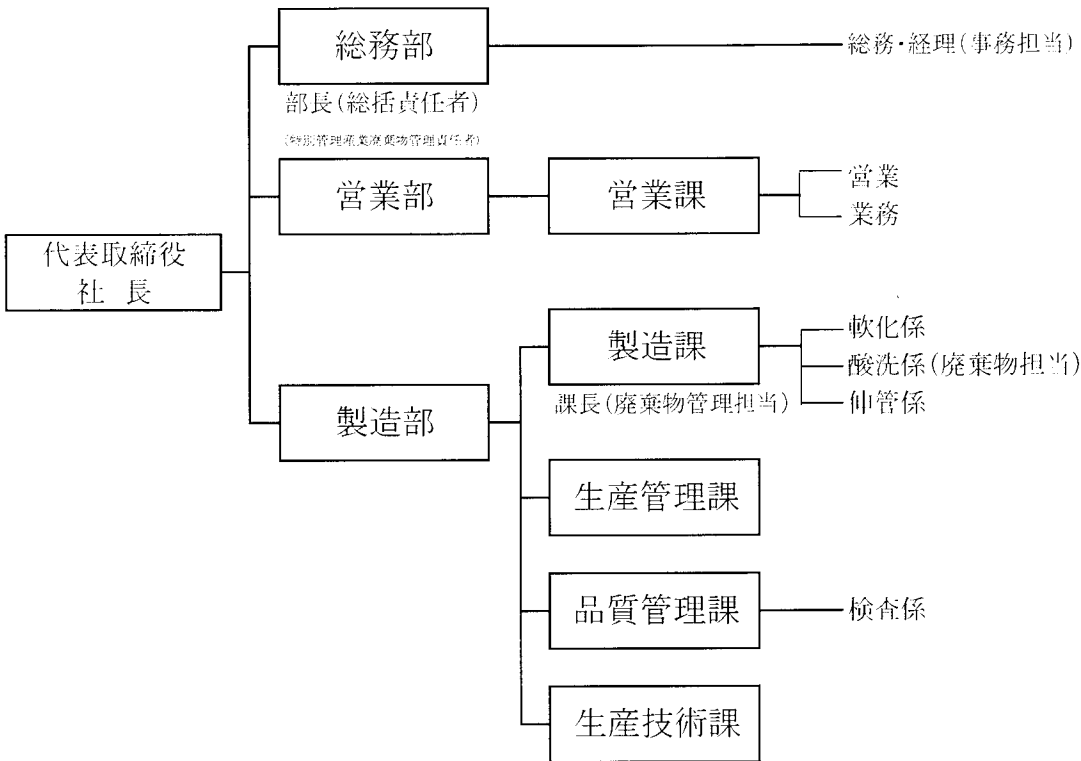
〔廃棄物(燃えやすい廃油)処理フロー〕



※半年に一度の周期で更新
(油液自体が汚れ濁ってくる、不透明な状態)

別紙2 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処理に係る管理体制

(1)組織図



(2)職務分担

役 割	氏 名・	職務内容
総括責任者	総務部長	総務部 総務部長 社員に対する教育、啓発
廃棄物管理 担当課長	製造課長	廃棄物処理方針の策定 工場の廃棄物管理規定の策定
特別管理産業廃棄物 管理責任者	(兼務) 総務部長	廃棄物処理計画の作成 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 廃棄物処理施設の維持管理状況の把握 その他関係する事項
事務担当	総務部員	処理業者の調査、選定及び管理、処理依頼発注 委託契約の締結並びに廃棄物管理票(マニフェ スト)の交付管理、監督官庁への各種報告
廃棄物担当	製造課酸洗係	廃棄物の管理、排出

